

第175回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成29年1月13日（金曜日） 午後2時30分から午後3時25分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 5人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課主査、同課主任、同課主事

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による）

5 議題

- (1) 同意議案 議案第11号 法第44条第1項第2号による許可の同意（道路内建築物の許可）
- (2) 同意議案 議案第12号 法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）

6 議事

【議案第11号について】

（委員） 本建築計画地内の車止めは既存のものか。

（特定行政庁） 検討により配置が変更になる可能性があるが、既存の車止めを用いる計画である。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【議案第12号について】

- (委員) 建築計画地に接する幅員4mの通路のセットバック部分にL形側溝とアスファルト舗装されていない部分は含まれているか。また、その部分の車両の通行は可能か。
- (特定行政庁) 通路の幅員4mに含まれている。L形側溝の移設できない場合、L形側溝の外側の縁石にセットバックしたことを示すプレートを埋め込んでいる。L形側溝とその外側の縁石の間は舗装され、道路状になっているので、車両の通行は可能である。
- (委員) L形側溝の外側の縁石まで市が舗装、管理しているのか。
- (特定行政庁) はい。舗装費用等の課題があり、暫定的にこのような形をとっている。
- (委員) 平成24年に許可申請があった際、協定の記載事項にあった不備な点とは。
- (特定行政庁) 道の範囲が変更となるというような大きな不備はないが、一部の文言が抜けており、平成22年に定めた本市『法第43条第1項ただし書き許可運用指針』にあっていなかった。そのため、改めて現在の関係権利者で「道に関する協定書」を作成するに至っている。
- (委員) 平成24年に許可申請があったときに同意した関係権利者の内、通路の区域についての認識がかわられた関係権利者はいるか。また、同意を得られなかった関係権利者はいるか。
- (特定行政庁) 通路の区域についての認識がかわった関係権利者はいない。また、応答なし等の理由により、同意を得られなかった関係権利者が何名かいる。
- (委員) 平成9年に許可申請があったときに同意した関係権利者の内、平成24年の許可申請において、同意の意向がかわった関係権利者はいるか。
- (特定行政庁) 協定の内容については理解を得られているが、同意を得られなかった関係権利者が1名いる。
- (委員) 昭和36年頃の開発によってできた計画地に接する通路にのみ接する建築物の建替え等の状況を伺いたい。
- (特定行政庁) 平成9年に協定書が締結された以前のことは不明だ

が、協定書の締結後の建築計画は、審査会の同意を得ている。

(委員) 協定通路は適正に利用されているといえるか。

(特定行政庁) はい。本市が特定行政庁になる前については、東京都がセットバック等の指導したであろう痕跡が見られる。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 湯浅 啓太

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委員 吉川 徹

同 委員 伊東 健次

同 委員 伊藤 達也

同 委員 小石原 敏夫